

宮代町告示第10号

宮代町食品ロス削減推進協力店登録制度実施要綱を次のように定める。

令和6年1月18日

宮代町長 新井康之

宮代町食品ロス削減推進協力店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品ロス削減を推進するため、食品ロス削減の取組を実践する宮代町内の飲食店及び食品小売店（以下「飲食店等」という。）を宮代町食品ロス削減推進協力店（以下「協力店」という。）として登録するとともに、その取組を町のホームページ等を活用して周知をすることで、食品ロス削減に向けた意識啓発を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 協力店の登録の対象となるものは、宮代町内で飲食店等を営む事業者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかを実施していること。

ア ハーフサイズや小盛メニューを導入していること。

イ ばら売り、量り売り、少量パック等による販売を行っていること。

ウ 持ち帰り希望者に積極的な対応を行っていること。

エ 宴会等における食べきりの呼びかけを行っていること。

オ その他食品ロス削減に繋がる取組を行っていること。

(2) 排出される資源物（飲料用びん、缶、ペットボトル、新聞、ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布等）及びごみを適切に処理又はリサイクルしていること。

(3) 宮代町暴力団排除条例(平成25年宮代町条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員その他反社会勢力等の関係者でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12号)の規定により風俗営業等と指定されている事業者でないこと。

(5) 法令違反その他登録するに相応しくない行動及び事実が存在しないこと。

(登録申請等)

第3条 協力店への登録を希望する飲食店等は、宮代町食品ロス削減推進協力店登録・変更申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請の内容を審査し、前条の要件を満たすと認めたときは、協力店として登録するものとする。

3 町長は、前項の規定により協力店に登録したときは、宮代町食品ロス削減推進協力店登録通知書（様式第2号）及び宮代町食品ロス削減推進協力店ステッカー（様式第3号。以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

(協力店の責務)

第4条 協力店は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 第2条第1号に掲げる取組（以下「取組」という。）を積極的に実践し、食品ロスを削減すること。

(2) 前条第3項の規定により配布されたステッカーを来店者の見やすい位置に掲示し、協力店であることを積極的に周知すること。

(3) 町が実施する食品ロス削減の啓発事業、アンケート調査等に積極的に協力すること。

(協力店への支援)

第5条 町長は、協力店の取組について、町のホームページ等により町民等に広く情報を提供し、その取組が円滑に実施されるよう支援するものとする。

(登録内容変更)

第6条 協力店は、申請書の記載内容に変更が生じたときは、当該変更事項を記載した申請書を速やかに町長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第7条 協力店は、取組を実施することが困難になったとき又は廃業等により登録の取消が必要になったときは、速やかに宮代町食品ロス削減推進協力店登録辞退届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第8条 町長は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力店の登録を取り消すものとする。

(1) 前条の届出があったとき。

(2) 協力店が事業を廃止又は休止したとき。

(3) 第2条に規定する協力店としての登録要件を満たさなくなったとき。

(4) その他協力店として適当でないとして町長が認めたとき。

2 前項の規定により、登録の取消をしたときは、町長は、宮代町食品ロス削減推進協力店登録解除通知書(様式第5号)により、協力店に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた協力店は、ステッカーの使用を取りやめなければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。